

資料 1

令和 4 年 壱岐市議会定例会 1 2 月会議

議 案 関 係 資 料

(改正条例新旧対照表)

目 次

議案第 5 0 号関係

壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

【第 1 条関係】 壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

【第 2 条関係】 壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

議案第 5 1 号関係

壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例

【第 1 条関係】 壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

【第 2 条関係】 壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

議案第 5 2 号関係

壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

【第 1 条関係】 壱岐市職員の給与に関する条例新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

【第 2 条関係】 壱岐市職員の給与に関する条例新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

【第 3 条関係】 壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

【第 4 条関係】 壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

議案第 5 3 号関係

壱岐市税条例等の一部を改正する条例

【第 1 条関係】 壱岐市税条例新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

【第 2 条関係】 壱岐市税条例の一部を改正する条例（令和 3 年壱岐市条例第 2 2 号）新旧対照表・・・・・・ 1 3

議案第 5 5 号関係

壱岐市堆肥センター条例新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 4

議案第 5 6 号関係

壱岐市消防本部等設置条例新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 5

壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例【第1条関係】

壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条から第6条まで (略) (期末手当) 第7条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段の規定の適用を受ける者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在)において議員が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の162.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前、6月以内の期間内におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 以下 (略)</p>	<p>第1条から第6条まで (略) (期末手当) 第7条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段の規定の適用を受ける者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在)において議員が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前、6月以内の期間内におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 以下 (略)</p>	

壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例【第2条関係】

壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条から第6条まで (略) (期末手当) 第7条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段の規定の適用を受ける者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在)において議員が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前、6月以内の期間内におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 以下 (略)</p>	<p>第1条から第6条まで (略) (期末手当) 第7条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段の規定の適用を受ける者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在)において議員が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前、6月以内の期間内におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 以下 (略)</p>	

壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例【第1条関係】

壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条及び第2条 (略) (手当)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の期末手当の額は、一般職の職員の例による。この場合において、期末手当基礎額は、給料の月額に、その額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とし、壱岐市職員の給与に関する条例(平成16年壱岐市条例第41号)第30条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>以下 (略)</p>	<p>第1条及び第2条 (略) (手当)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の期末手当の額は、一般職の職員の例による。この場合において、期末手当基礎額は、給料の月額に、その額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とし、壱岐市職員の給与に関する条例(平成16年壱岐市条例第41号)第30条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>以下 (略)</p>	

壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例【第2条関係】

壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条及び第2条 (略) (手当)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の期末手当の額は、一般職の職員の例による。この場合において、期末手当基礎額は、給料の月額に、その額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とし、壱岐市職員の給与に関する条例(平成16年壱岐市条例第41号)第30条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>以下 (略)</p>	<p>第1条及び第2条 (略) (手当)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の期末手当の額は、一般職の職員の例による。この場合において、期末手当基礎額は、給料の月額に、その額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とし、壱岐市職員の給与に関する条例(平成16年壱岐市条例第41号)第30条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>以下 (略)</p>	

壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例【第1条関係】

壱岐市職員の給与に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条から第32条まで (略) (勤勉手当) 第33条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長又は任命権者が市長と協議の上、別に規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の95</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の45</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>以下 (略)</p>	<p>第1条から第32条まで (略) (勤勉手当) 第33条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長又は任命権者が市長と協議の上、別に規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>以下 (略)</p>	

壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例【第2条関係】

壱岐市職員の給与に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条から第32条まで (略) (勤勉手当) 第33条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長又は任命権者が市長と協議の上、別に規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>以下 (略)</p>	<p>第1条から第32条まで (略) (勤勉手当) 第33条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長又は任命権者が市長と協議の上、別に規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の100</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>以下 (略)</p>	

壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例【第3条関係】

壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考																				
<p>第1条から第6条まで (略) (給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条及び第29条第1項及び第30条第2項の規定の適用については、給与条例第3条中「、期末手当」とあるのは「、特定任期付職員業績手当、期末手当」と、給与条例第29条第1項中「以下「管理職員」とあるのは「壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「管理職員」と、給与条例第30条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p> <p>第8条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>別表 (第6条関係)</p> <p>特定任期付職員給料表</p> <table border="1" data-bbox="203 1121 1037 1362"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>375,000円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>422,000円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>472,000円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>533,000円</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	1	375,000円	2	422,000円	3	472,000円	4	533,000円	<p>第1条から第6条まで (略) (給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条及び第29条第1項及び第30条第2項の規定の適用については、給与条例第3条中「、期末手当」とあるのは「、特定任期付職員業績手当、期末手当」と、給与条例第29条第1項中「以下「管理職員」とあるのは「壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「管理職員」と、給与条例第30条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>、6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5</u>」とする。</p> <p>第8条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>別表 (第6条関係)</p> <p>特定任期付職員給料表</p> <table border="1" data-bbox="1122 1121 1955 1362"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>376,000円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>422,000円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>472,000円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>533,000円</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	1	376,000円	2	422,000円	3	472,000円	4	533,000円	
号給	給料月額																					
1	375,000円																					
2	422,000円																					
3	472,000円																					
4	533,000円																					
号給	給料月額																					
1	376,000円																					
2	422,000円																					
3	472,000円																					
4	533,000円																					

壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例【第4条関係】

壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条から第6条まで (略) (給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条及び第29条第1項及び第30条第2項の規定の適用については、給与条例第3条中「、期末手当」とあるのは「、特定任期付職員業績手当、期末手当」と、給与条例第29条第1項中「以下「管理職員」とあるのは「壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「管理職員」と、給与条例第30条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5</u>」とする。</p> <p>以下 (略)</p>	<p>第1条から第6条まで (略) (給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条及び第29条第1項及び第30条第2項の規定の適用については、給与条例第3条中「、期末手当」とあるのは「、特定任期付職員業績手当、期末手当」と、給与条例第29条第1項中「以下「管理職員」とあるのは「壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「管理職員」と、給与条例第30条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>以下 (略)</p>	

壱岐市税条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>目次 (略)</p> <p>第1条から第36条の3まで (略)</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族申告書</u>)</p> <p>第36条の3の2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族申告書</u>)</p> <p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1条から第36条の3まで (略)</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族等申告書</u>)</p> <p>第36条の3の2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族等申告書</u>)</p> <p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、<u>特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において</u></p>	

に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

2～5 (略)

第36条の4から第151条まで (略)

附 則

第1条から第7条の3まで (略)

第7条の3の2 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、

同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有しない者を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 特定配偶者の氏名

(3) (略)

(4) (略)

2～5 (略)

第36条の4から第151条まで (略)

附 則

第1条から第7条の3まで (略)

第7条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、

当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 (略)

第7条の4から第17条まで (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 (略)

2 (略)

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

第17条の3から第25条まで (略)

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第26条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和

当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 (略)

第7条の4から第17条まで (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 (略)

2 (略)

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで又は第37条の8の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

第17条の3から第25条まで (略)

3年」とあるのは「令和4年」とする。

以下（略）

以下（略）

壱岐市税条例等の一部を改正する条例【第2条関係】

壱岐市税条例の一部を改正する条例（令和3年壱岐市条例第22号） 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>壱岐市税条例（平成16年壱岐市条例第48号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>第36条の3の3第1項中「<u>控除対象扶養親族を除く</u>」を「<u>年齢16歳未満の者に限る</u>」に改める。</p> <p>以下（略）</p>	<p>壱岐市税条例（平成16年壱岐市条例第48号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>第36条の3の3第1項中「<u>扶養親族（</u>」の次に「<u>年齢16歳未満の者又は</u>」を加え、「<u>有しない者を除く</u>」を「<u>有する者に限る</u>」に改める。</p> <p>以下（略）</p>	

壱岐市堆肥センター条例 新旧対照表

現行		改正案		備考
本則及び附則 (略)		本則及び附則 (略)		
別表 (第6条関係)		別表 (第6条関係)		
区分	金額	区分	金額	
堆肥センター使用料	1トン当たり (収集・散布) <u>740円</u> ただし、最低利用料金として <u>740円</u> 1トン当たり (持込) <u>200円</u> ただし、最低利用料金として <u>200円</u>	堆肥センター使用料	1トン当たり (収集・散布) <u>810円</u> ただし、最低利用料金として <u>810円</u> 1トン当たり (持込) <u>300円</u> ただし、最低利用料金として <u>300円</u>	
(以下略)	(以下略)	(以下略)	(以下略)	

壱岐市消防本部等設置条例 新旧対照表

現行	改正案	備考										
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第10条第1項の規定に基づき、消防本部及び消防署(支署及び出張所を含む。)の設置、位置及び名称並びに消防署の管轄区域について定めるものとする。</p> <p>(消防本部等の設置)</p> <p>第2条 市の消防事務を処理するため、消防本部及び消防署、支署並びに出張所を設置する。</p> <p>第3条及び第4条 (略)</p> <p>(支署の名称及び位置)</p> <p>第5条 支署の名称及び位置は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 80%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">壱岐消防署郷ノ浦支署</td> <td style="text-align: center;">壱岐市郷ノ浦町志原西触676番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出張所の名称及び位置)</p> <p>第6条 出張所の名称及び位置は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 80%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">壱岐消防署勝本出張所</td> <td style="text-align: center;">壱岐市勝本町西戸触844番地2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">壱岐消防署壱岐空港出張所</td> <td style="text-align: center;">壱岐市石田町筒城東触1724番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>以下 (略)</p>	名称	位置	壱岐消防署郷ノ浦支署	壱岐市郷ノ浦町志原西触676番地	名称	位置	壱岐消防署勝本出張所	壱岐市勝本町西戸触844番地2	壱岐消防署壱岐空港出張所	壱岐市石田町筒城東触1724番地	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第10条第1項の規定に基づき、消防本部及び消防署の設置、位置及び名称並びに消防署の管轄区域について定めるものとする。</p> <p>(消防本部等の設置)</p> <p>第2条 市の消防事務を処理するため、消防本部及び消防署を設置する。</p> <p>第3条及び第4条 (略)</p> <p>以下 (略)</p>	
名称	位置											
壱岐消防署郷ノ浦支署	壱岐市郷ノ浦町志原西触676番地											
名称	位置											
壱岐消防署勝本出張所	壱岐市勝本町西戸触844番地2											
壱岐消防署壱岐空港出張所	壱岐市石田町筒城東触1724番地											

令和4年度12月補正予算（案）概要

1. 各会計予算額一覧	1
2. 12月補正予算の主要事業	2~6
3. 繰越明許費	7
4. 基金の状況（見込み）	8



高 岐 市

令和4年度壱岐市各会計予算額一覧

○一般会計、特別会計

(単位:千円)

会計名		現計予算額	12月補正予算額(案)	補正後予算額(案)	
一般会計		24,185,982	470,000	24,655,982	
特別会計	国民健康 保険事業 特別会計	事業勘定	3,646,729	5,184	3,651,913
		診療施設勘定	49,537		49,537
		計	3,696,266	5,184	3,701,450
	後期高齢者医療事業特別会計		389,971		389,971
	介護保険 事業特別 会計	保険事業勘定	3,717,551	△ 3,938	3,713,613
		介護サービス事業勘定	36,043		36,043
		計	3,753,594	△ 3,938	3,749,656
	下水道事業特別会計		410,908	218	411,126
	三島航路事業特別会計		125,672		125,672
	農業機械銀行特別会計		128,515	3,299	131,814
合計		8,504,926	4,763	8,509,689	
一般会計、特別会計の合計		32,690,908	474,763	33,165,671	

○企業会計

(単位:千円)

会計名	内 訳	現計予算額	12月補正予算額(案)	補正後予算額(案)
水道事業会計	収益的収入	766,002		766,002
	収益的支出	790,015	23,452	813,467
	資本的収入	205,089		205,089
	資本的支出	454,755		454,755

令和4年度12月補正予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	事業内容	所属 予算書 ページ
					特定財源						
					国費	県費	地方債	その他			
2 総務費 1 総務管理費 6 企画費	ふるさと応援寄附金	768,877	323,145	1,092,022	0	0	0	299,600	23,545	<p>●事業の背景・目的等 ふるさと応援寄附金制度は、首都圏と地方の税収格差の是正を目的とし創設された。納税者へ本市のふるさと納税を推進し、地域活性化に向けた様々な政策を実施する為、財源の確保を図る。</p> <p>●事業内容 返礼品やポータルサイト見直しなどの事業改善の効果もあり、ふるさと応援寄附金が当初を上回る見込みで集まっている。よって寄附金額（歳入）を増額するとともに関係する費用（歳出）を補正する。</p> <p>○ふるさと応援寄附金 2億円増（5億円→7億円） 1) 寄附金＝基金積立金 → 200,000千円 2) 関連事務費用 123,145千円 ①返礼品 69,000千円（還元率30%＋ポイント分） ②事務処理手数料 21,255千円（ポータルサイト手数料） ③ふるさと納税支援業務委託料 17,600千円 ④その他 15,290千円</p>	政策企画課 P16～19
2 総務費 1 総務管理費 12 新型コロナウイルス感染症対応事業費	新型コロナウイルス感染症対応事業費（総務課）	95,060	3,000	98,060	3,000	0	0	0	0	<p>●事業の背景・目的等 新型コロナウイルス感染症及び燃料価格高騰による影響を受けている交通事業者に対する支援を行い、市民の生活及び経済活動を支える社会インフラの維持を図る。</p> <p>●事業内容 沓成・対馬フェリー 3,000千円×1事業者＝3,000千円</p>	総務課 P18～19
3 民生費 1 社会福祉費 1 社会福祉総務費	障害者福祉総務費	9,779	842	10,621	176	0	0	0	666	<p>●事業の背景・目的等 障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な障害者福祉サービスを提供し、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図る。</p> <p>●事業内容 ①国の障害福祉サービスデータベース構築及び制度改正に伴うシステム改修費用 →県市町村振興協議会負担金：242千円 ②配食サービスの新規申請者（利用者）増加に伴う事業委託料 →配食サービス事業委託料600千円 1日1食（400円/食）</p>	市民福祉課 P22～23
3 民生費 2 児童福祉費 4 保育所費	保育所ICTサービス導入事業	0	156	156	156	0	0	0	0	<p>●事業の背景・目的等 新型コロナウイルス感染症対応をはじめ、公立保育所に通う保護者との緊急連絡システムを構築し、安全安心な施設運営を図る。</p> <p>●事業内容 緊急連絡システム利用料 156千円（1～3月分）</p>	こども家庭課 P28～29

令和4年度12月補正予算の主要事業

■ 一般会計											(単位：千円)
款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	事業内容	所属 予算書 ページ
					特定財源						
					国費	県費	地方債	その他			
3 民生費 3 生活保護費 1 生活保護総務費	生活保護費徴収金訴訟 弁護士業務	0	553	553	0	0	0	0	553	<p>●事業の背景・目的等 生活保護費は生活に困窮するすべての者に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としている。 今回、不正に受給した支給済みの生活保護費の支払いを求めて訴訟を提起するにあたり、関連する費用を計上する。</p> <p>●事業内容 生活保護費徴収金及び延滞金の支払いを求める訴訟提起に関連する弁護士業務委託費用 <訴訟費用等> ・訴訟提起に関連する弁護士業務委託：553千円 ・訴訟内容：生活保護費徴収金及び延滞金の支払を求める。</p>	保護課 P28～29
5 農林水産費 1 農業費 3 農業振興費	ながさき水田農業生産 強化支援事業	719	420	1,139	0	315	0	0	105	<p>●事業の背景・目的等 生産組織、集落営農組織等を対象に、米・麦・大豆の生産性向上やJAが行う推進活動などの取り組みに対して補助する。(機械設備導入に対する支援) →補助事業の追加内示による補正</p> <p>●事業内容 <ながさき水田農業生産強化支援事業補助金> 補助率 県3/10、市1/10 ○兼落営農法人 1組織 (自動操舵システム1台) ○1,050千円×(県3/10、市1/10) =420千円</p>	農林課 P32～33
	ながさき型スマート産 地確立支援事業	466	1,036	1,502	0	863	0	0	173	<p>●事業の背景・目的等 農林業の一層の発展に向けて「第3期ながさき農林業・農山村活性化計画」に基づき、スマート農業技術等の体系的導入と産地基盤の整備・強靱化により高い生産性を有するスマート産地づくりに取り組み、定時・定量・定質(高品質)出荷の実現を進める。(新改植費用に対する支援) →補助事業の追加内示による補正</p> <p>●事業内容 <ながさき型スマート産地確立支援事業補助金> 補助率 県1/2、市1/10 ○生産組織 1組織(中晩柑新改植52a) ○1,727千円×(県1/2、市1/10) =1,036千円</p>	農林課 P32～33
5 農林水産費 1 農業費 5 農地費	県営事業費	21,970	21,524	43,494	0	0	4,800	0	16,724	<p>●事業の背景・目的等 (県営事業負担金) 県営事業に伴う管轄市の義務的経費を負担し、事業の推進を図る。</p> <p>●事業内容 ①農地中間管理機構関連農地整備事業 区画整理A=6.5ha ②農村地域防災減災事業(ため池整備) N=3箇所 郷ノ浦(竹ノ内)、勝本(東ノ木)、声辺(川内) ③農業水路等長寿命化・防災減災対策事業 橋ノ木ダム水管理システム更新</p>	農林課 P34～35

令和4年度12月補正予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					事業内容	所 属 予算書 ページ
					特定財源				一般財源		
					国費	県費	地方債	その他			
5 農林水産業費 3 水産業費 3 漁港管理費	漁港管理費	33,661	▲ 9,480	24,181	0	0	▲ 9,000	0	▲ 480	●事業の背景・目的等 (県営事業等負担金) 県営事業、及び漁場漁港協会に対する宮岐市の義務的経費を負担し、事業の推進を図る。 ●事業内容 ①県営事業負担金 ▲10,000千円 機能保全事業(芦辺漁港)対象施設の変更により負担金減額 ②県漁場漁港協会負担金 520千円	水産課 P34~35
	芦辺港ターミナルビル管理費	8,723	5,735	14,458	0	0	6,041	0	▲ 306	●事業の背景・目的等 芦辺港ターミナルビルの維持管理・環境管理を実施し、利用者の安全性・快適性の確保を図る。 ●事業内容 芦辺港ターミナルビルの機械・設備が老朽化(塩害等)により故障したため修繕を行う。併せて、施設の一般業務委託の精算による事業費を減額する。 ①1階待合所エアコン更新 ②フロアーヒンジドア交換	水産課 P34~35
	芦辺港ターミナル整備事業	24,185	26,186	50,371	0	0	26,159	0	27	●事業の背景・目的等 芦辺港ターミナル一元化を推進し、利用者の利便性の向上及び地域経済の振興を図る。 ●事業内容 芦辺港ジェットfoil乗場移設に伴うターミナルビルの改修のための設計、及び駐車場等再編整備のための測量設計を行う。 ①芦辺港ターミナルビル改修設計 一式 ②駐車場等再編整備測量設計 一式	水産課 P34~35
7 土木費 2 道路橋りょう費 3 道路橋りょう新設改良費	県営事業費	14,587	▲ 731	13,856	0	0	▲ 700	0	▲ 31	●事業の背景・目的等 (県営事業負担金) 県営事業に伴う宮岐市の義務的経費を負担し、事業の推進を図る。 →事業費減額による負担金減 ●事業内容 ①臨時地方道整備費(主要地方道郷ノ浦沼津勝本線)減 ②人にやさしい道づくり事業(国道382号)減	建設課 P36~37

令和4年度12月補正予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					事業内容	所 属 予算書 ページ
					特定財源				一般財源		
					国費	県費	地方債	その他			
7 土木費 3 河川費 2 急傾斜地崩壊対策費	急傾斜地崩壊対策事業費	30,631	5,100	35,731	0	0	5,100	0	0	<p>●事業の背景・目的等 (県営事業負担金) 県営事業に伴う岩城市の義務的経費を負担し、事業の推進を図る。 →事業費増額による負担金増</p> <p>●事業内容 急傾斜地崩壊対策事業 ①今井崎地区 ②東触(6)地区 ③瀬戸浦西部地区 ④君ヶ浦第一地区</p>	建設課 P38～39
7 土木費 4 港湾費 1 港湾管理費	港湾管理費	72,138	▲ 42,525	29,613	0	0	▲ 41,700	0	▲ 825	<p>●事業の背景・目的等 (県営事業負担金) 県営事業に伴う岩城市の義務的経費を負担し、事業の推進を図る。 →事業費変更による負担金変更</p> <p>●事業内容 県営港湾整備事業 1)国庫補助事業(①郷ノ浦港 ②勝本港 ③印通寺港)減 2)県単独事業(①印通寺港)増</p>	水産課 P38～39
9 教育費 5 社会教育費 2 青少年育成費	青少年育成費	9,749	400	10,149	0	0	0	400	0	<p>●事業の背景・目的等 家庭・学校・地域社会が一体となって青少年等の健全育成を推進するとともに青少年育成団体の活動強化、社会教育関係団体との連携を図る。</p> <p>●事業内容 JOCジュニアオリンピックカップ(全国大会)出場等に伴い、練習会及び大会参加に係る旅費等を補助し、スポーツ活動を通じた生徒の健全な育成を図る。 ・子ども夢プラン応援補助金増</p>	社会教育課 P42～43
10 災害復旧費 1 農林水産施設災害復旧費 1 農地及び農業用施設災害復旧費	農地及び農業用施設災害復旧事業費(現年災)	240,723	4,534	245,257	0	0	0	0	4,534	<p>●事業の背景・目的等 令和4年7月及び8月の豪雨により被災した農地及び農業用施設の早期復旧を行う。</p> <p>●事業内容 令和4年8月会議で予算計上した農地及び農業用施設災害復旧事業について、災害査定完了に伴い実施設計費用を追加する。 ・実施設計業務一式</p>	農林課 P46～47

令和4年度12月補正予算の主要事業

■ 国民健康保険事業特別会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					事業内容	所属 予算書 ページ
					特定財源				一般財源		
					国費	県費	地方債	その他			
2 保険給付費 6 傷病手当金 1 傷病手当金	傷病手当金	438	3,584	4,022		3,584 特別交付金			0	<p>●事業の背景・目的等 岩崎市における新型コロナウイルス感染症「第7波」の令和4年7月からの感染急拡大と、国の傷病手当金の支給に対する財政支援の適用期間が令和4年12月31日まで延長されたことにより、見込みを上回る申請件数・支給額となることから増額補正する。</p> <p>●事業内容 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、新型コロナウイルス感染症に罹患した被用者等へ傷病手当金を支給するもの。</p> <p>平均支給額30千円×対象者推計120人 (現計予算残額との差額を追加補正)</p>	保険課 P10～11

■一般会計・繰越明許費（詳細）

（単位：千円）

款	項	事業名	金額	完了予定	繰越理由
5 農林水産業費	3 水産業費	漁村再生交付金事業	49,000	R5.11.30	初山漁港（初瀬地区） 軟弱地盤対策として改良工法を検討した結果、特殊船の回航が必要となるなど、施工方法を見直す必要が生じたため。
		漁港海岸事業	35,000	R5.8.31	箱崎前浦漁港海岸（恵美須地区） 護岸工事において、資機材の運搬路の検討、及び関係者との調整に不測の日数を要したため。
合 計			84,000		

基 金 の 状 況

○積立基金

(単位：千円)

区 分	令和2年度末 現在高	令和3年度		令和3年度末 現在高	令和4年度(見込み)		令和4年度末 現在高見込	
		積立金	取崩額		積立金	取崩額		
財政調整基金	1,304,222	250,192	0	1,554,414	100	50,000	1,504,514	
減債基金	765,541	660,020	0	1,425,561	20	0	1,425,581	
一般会計分 特定目的基金	地域振興基金	25,863	5	0	25,868	1	0	25,869
	地域福祉基金	686,970	0	0	686,970	0	130,000	556,970
	老人ホーム事業施設整備基金	166,834	8	0	166,842	5	0	166,847
	中山間ふるさと活性化基金	40,775	0	0	40,775	0	0	40,775
	栽培漁業振興基金	125,240	3	11,900	113,343	5	28,252	85,096
	沿岸漁業振興基金	51,152	18,078	18,077	51,153	18,079	18,077	51,155
	教育振興基金	8,004	1	1,000	7,005	2	300	6,707
	松永記念館維持管理基金	7,805	0	0	7,805	0	0	7,805
	原の辻遺跡保存整備基金	6,243	0	0	6,243	1	0	6,244
	ふるさと市町村圏基金	1,000,000	0	0	1,000,000	0	0	1,000,000
	合併振興基金	2,173,400	0	0	2,173,400	0	450,000	1,723,400
	ふるさと応援基金	544,378	358,800	317,360	585,818	700,020	550,000	735,838
	過疎地域持続的発展特別事業基金	572,361	256,463	56,000	772,824	89,000	225,000	636,824
	本庁舎建設基金積立金	250,036	5	0	250,041	10	0	250,051
	学校施設整備基金積立金	300,095	50,033	0	350,128	10	0	350,138
	彦岐市森林環境譲与税基金	9,578	6,448	0	16,026	8,501	10,437	14,090
小 計	5,968,734	689,844	404,337	6,254,241	815,634	1,412,066	5,657,809	
計	8,038,497	1,600,056	404,337	9,234,216	815,754	1,462,066	8,587,904	
特別会計分	国民健康保険財政調整基金	130,717	3	45,000	85,720	5	31,798	53,927
	介護給付費準備基金	61,117	2	0	61,119	3	3,209	57,913
	農業機械銀行特別会計減価償却基金	13,046	0	0	13,046	1,001	1,000	13,047
	計	204,880	5	45,000	159,885	1,009	36,007	124,887
合 計	8,243,377	1,600,061	449,337	9,394,101	816,763	1,498,073	8,712,791	

○定額運用基金

区 分	令和2年度末 現在高	令和3年度		令和3年度末 現在高	令和4年度(見込み)		令和4年度末 現在高見込
		積立金	取崩額		積立金	取崩額	
災害資金貸付基金	20,000	85	85	20,000	0	0	20,000
奨学資金運用基金	52,566	16,380	11,380	57,566	5,000	0	62,566
収入印紙及び長崎県収入証紙等購買基金	2,000	2,115	2,115	2,000	0	0	2,000
合 計	74,566	18,580	13,580	79,566	5,000	0	84,566

合計(積立基金+定額運用基金)	8,317,943	1,618,641	462,917	9,473,667	821,763	1,498,073	8,797,357
-----------------	-----------	-----------	---------	-----------	---------	-----------	-----------